

姫路市男女共同参画推進センター

自動販売機設置事業者募集要項

令和6年2月

姫路市男女共同参画推進センター内における清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 自動販売機設置場所等の概要

所在地：姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階（姫路市男女共同参画推進センター内）

物件の概要：下表のとおり。なお、今回は「物件番号 1」のみ設置事業者を募集します（設置場所 2 については、参考情報として品目、売上実績等を示します）。

今回募集	物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	台数	品目	参考 売上実績等	最低使用料 (税込、月 額)
○	1	3 階自動販売機 コーナー（屋内） 自動販売機及び 使用済み容器回 収ボックス (1.05m×0. 85m) 以内	1 台	清涼飲料水 (販売品容器は、 缶(再栓可能なも の)、ペットボトル 又は紙パック(ス トロー付)に限 る。)	・売上本数 <令和 2 年 1~12 月> 1,840 本 <令和 3 年 1~3 月> 443 本 <令和 3 年 4 月~> 自動販売機の設置なし	1,730 円
—	2	3 階自動販売機 コーナー（屋内） 自動販売機及び 使用済み容器回 収ボックス (1.05m×0. 85m) 以内	1 台	清涼飲料水 (販売品容器は、 紙パック(ストロー 付)に限る。)	・売上本数 <令和 3 年 1~12 月> 1,607 本 <令和 4 年 1~12 月> 1,409 本	—

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図（別紙 1）のとおり
- (2) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉、通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- (4) 男女共同参画推進センターの開館時間及び休館日は、次のとおりです。
 - ① 開館時間は、午前 9 時から午後 9 時まで
 - ② 休館日は、年末年始（12 月 28 日～翌年 1 月 4 日）及び臨時休館日（月 1 回程度）

2 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ないもの
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後 2 年間を経過しないものに限る。）
- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条各号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (5) 法人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあつては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に滞納がある者、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 3 条の規定による納税の猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に国税の滞納がある者）

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。ただし、令和 11 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに 4 回まで更新することが可能です。

なお、許可物件を公用又は公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

② 使用料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とします。ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

イ 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とします。

③ 使用電力料金

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については全額設置事業者の負担とします。姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）及び維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

⑤ 設置条件

自動販売機は、物件ごとの自動販売機設置位置に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行ってください。

(2) 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 行政財産使用料及び光熱水費等を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 法令の規定により販売について許認可を要する場合は、その許認可を受けること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ④ 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、姫路市の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や休館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。
- ⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機を設置すること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種がない場合はこの限りでない。
- ⑦ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール・ビールテイスト飲料の販売はしないこと。
- ⑧ 販売価格については、市価以下とすること。

(3) 維持管理責任

自動販売機の設置については、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、姫路市の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係に関する届出書（様式第9号）を姫路市に提出すること。

- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
 - ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器の回収ボックスを併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。
 - ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (4) 使用許可の取消し
許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがあります。
- (5) 自己都合による自動販売機の撤去
設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3箇月前までに姫路市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付しません。
- (6) 原状回復
設置事業者は、許可期間が満了したとき又は上記3の(4)により許可が取り消されたとき及び上記3の(5)により自動販売機を撤去するときは、速やかに原状回復してください。
なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできません。

4 質問について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、男女共同参画推進センターまで郵送又はFAXにより提出してください。これ以外の方法（電話等）によるものは、受け付けません。
- (2) 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。
- (3) 質問の受付は、令和6年2月16日（金）午後5時20分までとします（必着）。
- (4) 質問への回答は、ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014965.html>）及び男女共同参画推進センターにて公表します（令和6年2月21日（水）公表予定）。個別の回答は行いません。

5 応募申込方法等

- (1) 申込先
〒670-0012
姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階
姫路市男女共同参画推進センター
- (2) 申込期間
令和6年2月1日（木）から同年2月29日（木）まで（ただし2月19日（月）を除く。）
午前8時35分から午後5時20分まで
※申込書類は、持参すること。
- (3) 申込みに必要な書類
 - ① 応募申込書（様式第1号）
 - ② 応募価格提案書（様式第2号）
 - ③ 誓約書（様式第3号）
 - ④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

- ⑤ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))
- ⑥ 国税(所得税、法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(その3の2又はその3の3)
- ⑦ 姫路市税の納税証明書等
 - ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書(業者登録申請用の納税証明書)
 - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書(様式第4号)

注1 提出書類は、全て原本を提出してください。

注2 提出書類は各1部です。

注3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(5) 書類の提出方法

応募価格提案書のみ定型封筒(長形3号など)に入れた上で封をし、押印(印鑑証明印)するとともに、その封筒の裏面に物件番号を記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、上記の申込先に持参してください。

(6) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届(様式第5号)を、受付期間内に持参すること。

6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額に応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和6年3月5日(火)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に物件ごとの決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があ

るときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

7 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和6年3月19日（火）までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第7号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (3) 設置する自動販売機の仕様が分かるもの（寸法、消費電力量等が分かるもの）
- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行うものが設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第9号）
- (5) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし、内容を判断します。

10 問合せ先

〒670-0012

姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階

姫路市男女共同参画推進センター 担当 山下

電 話 : 079-287-0803

F A X : 079-287-0805